第 2 部

基本構想

第1章 まちづくりの将来方向

1 将来像

町民の一人ひとりが知恵を出し合い、心を通わせ、行政と地域が一体となって、活力あるまちを協働で創り上げるという理念を大切にしながら、町民とともに取り組みを進めるため、第6期菊陽町総合計画における10年後の将来像を次のように定めます。



本町では、昭和56年(1981年)の第2期総合計画以来、一貫して将来像に「生活都市」を掲げ、恵まれた水と緑の環境の中で、生活機能と生産機能を併せ持つ都市を実現することを目標にまちづくりを進めてきました。

その結果、本町は目指すまちの姿の実現に向け着実に進展してきており、今後はさらに質を 高め、未来を担う次の世代に引き継いでいく必要があります。

本町が長年掲げてきた「生活都市」の考え方は、多極分散型社会への転換を目指す地方創生の取り組みや、環境、社会、経済に関する課題を横断的・複眼的に解決し、持続可能な社会の形成を図る SDGs の理念にも通じるものであり、今後のまちづくりに真に必要なものであると考えます。

このことから、第6期総合計画においては、これまで大切にしてきた「生活都市」の実現と、 その中で「人」や「緑」を育み、「未来」に向けて輝くまちを目指すという大きな流れを継承し、 さらに強化するまちづくりに取り組みます。

菊陽町という町名には、菊池郡の南に位置し、陽光「さん」と輝き、将来が希望にあふれ、 永遠に発展することを願う、という意味が込められています。

社会のあり方が大きく変化する中、菊陽町が誕生した当時の思いを大切に、町民の皆さんと一緒になって町の未来を考えることで、時代の流れに合わせて発展し続けるまちづくりに取り組みたいと考えます。

そのような思いから、第6期総合計画の将来像を「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市きくよう」としています。

2 将来像の実現のために

SDGs の理念に通じる「生活都市」の取り組みを着実に進め、2030年の町の将来像を実現させるために、次の視点を重視していきます。

■「人」や「地域」を大切にし、住民が手作りするまちづくり

本町では、これまでも将来像に「人」を掲げ、人を大切にする施策を進めています。それは、まちづくりの主体となるのは「人」であり、町政の最終的な目的は、そこで暮らす人々の生活や人生を豊かで実りあるものにすることだからです。

また、多様な主体による地域の福祉や、隣近所の助け合いによる防災・安全を支えるため、それぞれの「地域」の活動が重要となっています。しかし、社会の仕組みの複雑化や、少子・高齢化が進む中、地域コミュニティの在り方そのものが問われており、行政が地域課題の解決を補完することの限界も見えてきています。町民、地域団体、行政のそれぞれが担う役割について、改めて皆で考えていくことが大切です。

町は、将来像の実現に向け、まちを支え、まちを作っていく「人」や「地域」の活動を支援します。そして、町民一人ひとりや、共助の担い手である自治会をはじめ地域団体と一緒になって取り組みを進めることで、住民が手作りするまちを目指します。

●バランスのとれた、持続可能なまちづくり

本町は、コンパクトな区域の中に、白川や都市近郊の優良農地など水と緑の環境と、世界的な企業を含む産業や多様な商業施設の立地が進んでいます。また、阿蘇くまもと空港やJRの3駅、国道57号等の幹線道路を有するなど、多くの強みを持っています。

さらには、JR 豊肥本線や国道57号の復旧により、交通アクセスの利便性が向上しています。加えて、民営化を背景として空港の機能強化が期待されるとともに、菊陽空港線の延伸、中九州横断道路や JR 三里木駅からの空港アクセス鉄道の整備に向けた動きなど、町の拠点性は格段に高まっています。

こうした町の強みや拠点性の向上を最大限に活かしつつ、開発基調だけではない、バランスのとれたコンパクトなまちを形成していきます。そして、将来像に掲げる「生活都市」の実現を図り、「住みやすい」、「働きやすい」、「子育てしやすい」、「人生を楽しめる」、そのすべてが叶う、菊陽町らしい持続可能なまちを目指します。

3 まちづくりの目標(都市像)

将来像「人・緑・未来「さん」と輝く生活都市 きくよう」を実現するために目指すべきまちの姿として、次の4つのまちづくりの目標(都市像)を定めます。

人が豊かに育つまち

地域全体で子どもの成長を支える社会を構築するため、子育て支援施策と教育内容の充実を図ります。本町でも高齢化が進行する中、地域で支え合う仕組みづくりや、スポーツや文化・芸術活動の活性化により、誰もが地域社会の一員として健康でいきいきと暮らすことができ、人が豊かに育つまちを目指します。

安全・安心で住みやすいまち

本町が誇る人と自然が調和した住み心地の良いまちを次の世代へ継承するため、住環境の保全や道路、公園、下水道などの都市基盤整備を進めます。近年頻発する大規模災害から町民の生命と財産を守るため、防災拠点の整備や地域防災力の向上を図るとともに、交通安全や防犯対策を充実させ、安全・安心なまちを目指します。

産業が成長し続けるまち

本町の基幹産業である農業の経営基盤の強化と、地域を支える商・工業の発展を支援します。 また、本町の強みである、魅力ある企業の誘致にも引き続き力を入れ、環境にも配慮した成長 が持続するまちを目指します。

みんな楽しく協働して創るまち

人権の尊重と男女共同参画の精神を大切にするとともに、地域コミュニティ活動の活性化を 図ります。町民や各種団体、事業者、議会、行政など地域社会を支える様々な主体が将来の目標を共有することにより、楽しみを持ってまちづくりに関わることができる協働のまちを目指します。

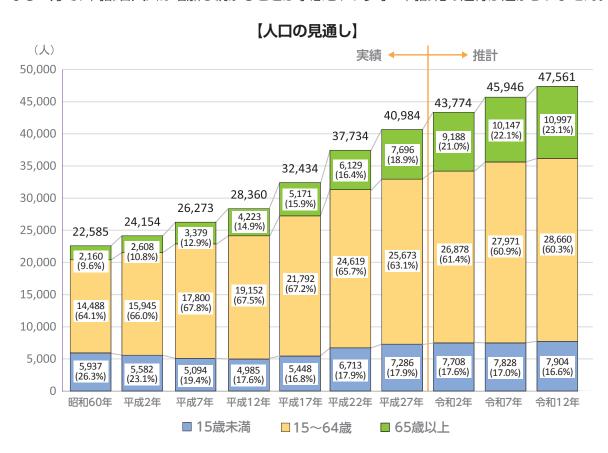
4 将来人口

(1) 人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、伸び率は鈍化するものの、まだしばらくの間は、増加し続けるとされています。

中間年度の令和7年(2025年)で45,946人、目標年度の令和12年(2030年)には47,561人と推計されます。

年齢別では、平成27年(2015年)に65歳以上の老年人口の割合が0~14歳の年少人口の割合をはじめて上回り、高齢化率は18.9%となりました。今後も、年少人口の増加幅が小さくなる一方で、高齢者人口は増加し続けることが予想され、少子・高齢化の進行が避けられません。



資料:国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口」(平成30年(2018年)推計)

(注) 実績人口については、年齢不詳があるため、合計が総人口と一致しない場合があります。

(2)目標人口

全国的には人口減少、少子・高齢化を迎える中にあって、本町においては、宅地開発などにより人口が総じて増加してきましたが、その伸びが落ち着きを見せ始めていることなども考慮し、10年後の目標人口を次のとおりとします。

本町の令和12年度(2030年度)の目標人口を 48.000人と設定します。

第2章 施策の体系

1 施策の体系

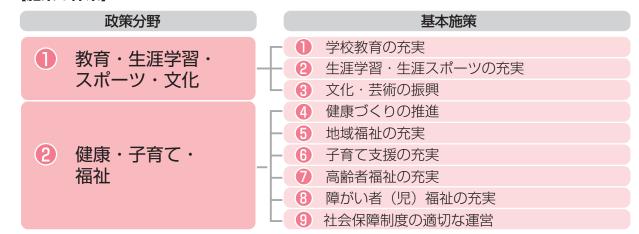
町の将来像を実現するため、4つのまちづくりの目標(都市像)により8つの政策分野を設定して、32の基本施策の展開を図ります。

将来像 まちづくりの目標(都市像) 政策分野 基本施策 - | 学校教育の充実 ● 教育・生涯学習・ ②生涯学習・生涯スポーツの充実 スポーツ・文化 (3) 文化・芸術の振興 - 4 健康づくりの推進 1 人が豊かに育つ - 6 地域福祉の充実 まち 2 健康・子育て・ - 6 子育て支援の充実 福祉 一の高齢者福祉の充実 人・緑・未来 8 障がい者(児)福祉の充実 □ 社会保障制度の適切な運営 10 環境保全対策の推進 ③ 自然・環境 └ ① 水の安定供給の確保 っ さ ん □ 12 緑化の推進 - 13均衡ある効果的な土地利用の推進 4 土地利用・ - 14 都市基盤整備の推進 2 安全・安心で 都市基盤・ と輝く生活都市 - 15 交通体系の充実 住みやすいまち 公共交通など └ 16 住宅・住環境の整備 - 17 防災対策の充実 - 18 消防・救急対策の充実 ⑤ 防災・消防・ 防犯など - 19 防犯・交通安全対策の充実 □ ② 消費者保護の推進 きくよう - **21** 農業の振興 3 産業が 22工業の振興 6 産業(農業・ 成長し続けるまち 工業・商業など) 23 商業の振興 L 24 観光の振興 - 25 住民参画の推進 7 住民参画・ 男女共同参画・ - 28 男女共同参画の推進 人権 └ ② 人権尊重の社会づくりの推進 - 23 行財政運営の充実・強化 4 みんな楽しく 協働して創るまち - 29 広域連携などの推進 8 行財政運営 + 30情報化の推進 - ③ 広報・広聴活動の推進 - 32 推進体制の強化

2 政策分野別の基本方針

都市像1:人が豊かに育つまち

【施策の体系】



(1)教育・生涯学習・スポーツ・文化

学校教育の充実

- ICT 教育の充実など新学習指導要領に基づいた学校教育活動の実践を進め、「生きる力」を育む教育、社会に開かれた教育課程の実現に取り組みます。
- ●学校教育施設・設備の充実に取り組みます。

▶生涯学習・生涯スポーツの充実

- ●生涯学習推進のため、それぞれの年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいづくりに取り組みます。
- ●町民の「学び、暮らし、仕事」を支える図書館づくりに取り組みます。
- ●生涯スポーツ推進のため、スポーツ施設の充実を図るとともに、ソフト面での環境づくり に取り組みます。
- ●青少年の健全育成に取り組みます。

>文化・芸術の振興

- ●各町民センターや図書館ホールを中心に活動や発表の場を提供し、町民が優れた文化・芸術に触れる機会を確保します。
- ●町の文化財や伝統文化の保護・保存・活用を図ります。文化ボランティアなどを支援し、 人材の育成を図ります。

(2)健康・子育て・福祉

▶健康づくりの推進

●健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じた健康づくりの推進、生活習慣病などの予防や重症 化の防止、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な実施、健康危機管理・地域医療体制 の充実などに取り組みます。

▶地域福祉の充実

●「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進、関係課や社会福祉協議会などの関係機関との重層的な連携の強化、民生委員・児童委員との連携の強化、ボランティア活動の積極的な支援などに取り組みます。

子育て支援の充実

- ●地域における子育て支援のさらなる充実、母子への切れ目のない支援や、ひとり親家庭など多様な家族形態のニーズに応じた支援体制づくりに取り組みます。
- ●すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができ、また、貧困が世代を超えて 連鎖することがない環境づくりに取り組みます。

▶高齢者福祉の充実

●医療と介護の連携、在宅医療の基盤の充実、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、高齢者の社会参加と自立支援、介護予防の充実などに取り組みます。

▶障がい者(児)福祉の充実

- ●障がいに対する正しい理解や配慮について、啓発を進めます。
- ●障がい児支援の充実強化に取り組み、発達障がい児への支援体制の充実を図ります。
- ●ひきこもり支援体制の構築や住まいの確保策の検討なども含め、複合化する障がい者を取り巻く問題に対応できるような相談支援体制の充実を図り、障がい者が安心して暮らしていける社会の実現に取り組みます。

▶社会保障制度の適切な運営

- ●町民一人ひとりが安心して生活を送れるように、国民年金制度の周知と国民健康保険制度、 後期高齢者医療保険制度、介護保険制度の適正な運営に取り組みます。
- ●生活保護制度の適切な運用により、生活困窮者への支援を図ります。

都市像2:安全・安心で住みやすいまち

【施策の体系】

政策分野	基本施策		
_		環境保全対策の推進	
3 自然・環境	—	水の安定供給の確保	
		緑化の推進	
★ 土地 壬 川田		均衡ある効果的な土地利用の推進	
4 土地利用・	- 14	都市基盤整備の推進	
都市基盤・		交通体系の充実	
公共交通など		住宅・住環境の整備	
		防災対策の充実	
5 防災・消防・	- 1 B	消防・救急対策の充実	
防犯など	- 19	防犯・交通安全対策の充実	
		消費者保護の推進	

(3) 自然・環境

▶環境保全対策の推進

- ●食品ロスの削減等によるごみのさらなる減量や、処理体制の整備、不適正処理防止の強化などに取り組みます。
- ■再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進し、熊本連携中枢都市圏の市町村とも連携して温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

▶水の安定供給の確保

- ●生活用水、農業用水、工業用水、災害時の飲料水など、それぞれの局面において重要な水の安定供給を確保します。
- ●水資源の量と質を保全するため、地下水保全・啓発活動を推進します。

▶緑化の推進

●自然との共生の場の提供や良好な住環境の形成のため、国における都市内緑地のあり方の 検討なども参考にしながら、自然環境の保全や都市公園の整備など緑化を推進します。

(4) 土地利用・都市基盤・公共交通など

▶均衡ある効果的な土地利用の推進

- ●効果的な土地利用を実現するため、市街化区域の低未利用地の活用、用途地域の見直しの検討などに取り組み、土地区画整理事業などにより整備された質の高い市街地の有効活用を図ります。地区計画制度の活用などにより市街化調整区域における既存集落の活性化に取り組みます。
- ●自然環境の保護、優良農地などの保全に取り組みます。

▶都市基盤整備の推進

●道路、公園、下水道などの都市基盤整備や、これらを一体的、面的に整備する土地区画整理事業の推進に取り組みます。整備した都市施設の適正な維持・更新に努めます。

▶交通体系の充実

- ■高齢者も安心して移動できるよう、町が運営する巡回バスや乗合タクシーの充実を図ります。
- ■路線バスや JR との連携を向上させ、町民が通勤・通学、買い物、通院などで利用しやすく、 かつ効率的な公共交通サービスを提供します。

▶住宅・住環境の整備

- ●住みやすさを実感できるまちづくりの推進のため、魅力ある市街地の形成を図り、良質な 住環境の整備に取り組みます。
- ●町営住宅の適正な管理に努めます。

(5)防災・消防・防犯など

▶防災対策の充実

- ■町民の安全・安心を実現するため、防災拠点・地域避難拠点の形成や「自助」「共助」「公助」の役割分担、自主防災組織及び防災士の育成・支援による地域防災力の強化に取り組みます。
- ●町民への災害情報の周知・伝達体制の強化を図るとともに、災害時における町業務の継続性確保、災害対策本部機能の強化に取り組みます。
- 南海トラフ地震などを想定し、市町村の区域を越えた広域的な連携に取り組みます。

▶消防・救急対策の充実

- ●町民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防(消防団)の連携を図ります。
- ●消防団員の確保に努めます。
- ●施設・資機材の整備により、消防・救急体制の充実を図ります。
- ●広報紙やホームページを通じた啓発により、町民の防災意識の向上に取り組みます。

▶防犯・交通安全対策の充実

- ●犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域との連携を強化し、防犯灯・防犯力メラの設置や 防犯パトロール活動の強化を図ります。
- ●交通安全教室などにより町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設を計画的に整備します。運転免許証の自主返納を促進し、返納者への支援を行います。

▶消費者保護の推進

- ●県や他市町村とも連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- ●消費者問題を発生させないため、消費者教育の強化に取り組みます。

都市像3:産業が成長し続けるまち

【施策の体系】

政策分野 基本施策 一 20 農業の振興

6 産業(農業・ 工業・商業など)

- ② 工業の振興 - ③ 商業の振興 - ② 観光の振興

(6) 産業(農業・工業・商業など)

▶農業の振興

- ■農業の担い手を確保するため、担い手農家、新規就農者、生産組織など多様な担い手の育成に努めます。
- ●農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。
- ●優良農地を確保・保全するため、耕作放棄地の予防と解消に努めます。
- ●基幹産業である農業の経営を支援するため、農業関係団体との連携を図ります。

工業の振興

- ■雇用の場を確保するため、県や関係機関と連携して企業誘致を進めます。企業のニーズに対応するため、新たな工業団地の整備に取り組みます。
- ■既存の町内製造業者の人材確保や事業運営などに対して様々な支援を行うことで、事業の 持続的な発展と振興を図ります。
- ●町内の製造業を中心とした連絡組織を立ち上げることで、企業間の情報交換や異業種間交流などを促進し、町工業全体の活性化につなげます。

▶商業の振興

- ●地域に活力とにぎわいをもたらすため、町商工会と連携した事業者の支援に取り組むとともに、地域店舗の活性化を進めます。
- ●小規模事業者も含め、地域を支える中小企業者の支援に取り組みます。災害など地域経済の危機に際しては、あらゆる町内事業者に迅速に経営安定化策などの支援が行き届くよう努めます。

▶観光の振興

- ■魅力ある観光資源を活用するとともに、その魅力を広く発信します。
- ●新たな視点を取り入れ、本町らしい資源の掘り起こしに取り組み、交流人口の増加などにより、地域経済の活性化につなげていきます。

都市像4:みんな楽しく協働して創るまち

【施策の体系】

政策分野 基本施策 住民参画の推進 25 住民参画・男女 26 男女共同参画の推進 共同参画・人権 27 人権尊重の社会づくりの推進 行財政運営の充実・強化 29 広域連携などの推進 8 行財政運営 (1) 情報化の推進 (3) 広報・広聴活動の推進 32 推進体制の強化

(7) 住民参画・男女共同参画・人権

▶住民参画の推進

●町民に対する情報公開の推進、町民の意見を取り入れる仕組みの充実、地域コミュニティ 活動への支援に取り組みます。

>男女共同参画の推進

●性別に関わらず、それぞれが自立した一人の人間としてお互いを認め合い、平等な立場で 家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できる社会の実現を目指します。

▶人権尊重の社会づくりの推進

●教育や啓発の充実などを通じて人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、 学校などが一体となって、すべての人が人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現 を目指します。

(8) 行財政運営

▶行財政運営の充実・強化

●多様化する町民ニーズにも柔軟に対応し、自立した行財政基盤を構築するため、中長期的 な視点に立った効率的な行財政運営の推進、自主財源の確保、職員の資質向上を図ります。

▶広域連携などの推進

- ●多様で広域的な行政課題に的確に対応するため、近隣市町村と密接に連携・協力し、効率 的で質の高い住民サービスの提供を図ります。
- ●姉妹都市や大学、空港、民間との連携について、これまでの取り組みを継続するとともに、 新たな連携事業や交流促進も検討します。

▶情報化の推進

- ●行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るため、情報システムの整備・充実 に取り組みます。
- ●情報セキュリティの確保や個人情報保護、災害時の対応などに配慮しながら、ICT を活用した行政のデジタル化を推進します。

▶広報・広聴活動の推進

- ●広報紙、ホームページ、SNS など様々な媒体を活用し、広報活動の推進に取り組みます。
- 新たな技術の活用も視野に入れ、広聴活動の推進に取り組みます。

▶推進体制の強化

- ●住民に最も身近な基礎自治体としての責任を果たすため、持続可能な形で行政サービスを 提供します。その際、町民、議会に加え、自治会等のコミュニティ組織、NPO、企業など の地域社会を支える様々な主体と議論を重ね、将来のビジョンを共有しながら計画推進を 図ります。
- ●社会の変化や様々なリスクに応じて行政の機構や事務の進め方を工夫しながら、施策を着実に推進します。総合計画に掲げる各種施策の進捗・効果を検証し、さらなる推進に活かすことで、町の将来像の実現を目指します。